平	成 1 5 年度 <b>再</b> 記	平価実施事業(国庫補助事業)調書	事業所管部局	国土交通省 都市・地域整備局 街路課
計	画 事 業 名	都市計画道路の整備 世田谷町田線	事業担当局	建設局
事	業採択年度	着手年度 昭和63年度	認可・承認等年度	昭和63年度
経	過年数	1 6年	該 当 条 項	再評価実施後5年間を経過
完	了予定年度	平成20年度	関連事業名	多摩水道橋整備事業・登戸区画整理事業
事業	のうち、川崎市の 心及び町田市を約	- ク型の都市構造を支える本市都市軸交通幹線網の北部を横断し、東京都狛江市と新百合ヶ丘新都結ぶ主要幹線を整備し、道路交通の円滑化を図るこ配慮した質の高い生活空間を形成する。	を結ぶ主要幹線道路 からも早期整備が求 水道橋工事とも整合	及び契機 の北部を横断し、東京都の狛江市と町田市 であり、交通渋滞が激しく交通安全対策上 められるとともに、関連する東京都の多摩 を図るうえからも早急に整備する必要があ
တ			った。	
目的	延長	引 万福寺 1 丁目地内 長 L=401m   幅員 W=20m(現況 11m) 手年度 昭和 63 年度	本路線沿道は、登 万福寺・片平工区で	長着工)から基準年を経過している主な理由 戸陸橋工区では神社・仏閣等があり、また は大小の店舗等が密集していることから、 び生活再建等により用地交渉に多大な時間
•	【登戸陸橋】区間 延長 橋刻 着毛	問 登戸新町~登戸 長 L=820m  幅員 W=20~27m(現況 11m) 梁部 L=428m  橋脚=25 基 手年度 平成元年度	を要したため。 また、片平工区に	関しては、本市を縦断する主要幹線である 業に合わせ、平成12年度より事業に着手
概要	延 <del>[</del> 着号	引 万福寺~片平 長 L=1,322m 幅員 W=20m(現況 10m) 手年度 平成 12 年度		
3 課題		6 , 4 9 4 (うち国庫支出金7 , 1 6 5 )   0 , 1 3 6 ( H 1 4末 )	・ 事業用地取得に 事業の重要性を理 渉を継続していく ・ 本路線に隣接し	、登戸陸橋 80% 、片平 12% あたり、代替地の選定等に苦慮しているが、 解していただくことにより、引続き用地交。 でいる登戸区画整理事業、組合施行による 理事業及び尻手黒川線整備事業の進捗に合

- 本路線は、川崎市の北部を横断し、川崎市の新都心に位置づけられている新百合ヶ丘駅周辺地区と東京都の狛江・町田を結ぶ広 域的な放射・環状道路としての位置づけがあり、本市のラダー型交通体系を担う都市軸幹線道路である。また、東京と川崎を結ぶ 多摩水道橋が平成13年3月26日より片側2車線にて供用を開始しており、東京都側都市計画道路喜多見登戸線(世田谷通り) の整備も完了していることから、車線が絞られる川崎市側で発生している渋滞を解消するため、登戸陸橋の整備が急務である。
- 近年の宅地開発等により、本市北部地域の人口は増加傾向にあり、それに伴い現道の混雑度が年々増加している。また、本路線 沿道において、現在登戸・万福寺等において区画整理事業が進んでおり今後益々の人口増加が予想される。このため、当該路線を 整備することにより、円滑なモビリティを確保した都市の再生が図れ、市域の活性化につながる。
- 本路線は緊急輸送道路にも指定されており、防災対策・危機管理上からも早期整備の必要性が求められている。さらに、本路線 には、兵庫県南部地震以前に造られた橋梁があることから、緊急輸送道路としての機能を果たすためにも早期に整備する必要があ
- 万福寺工区については、平成7年から平成11年まで続いていた地権者と国・県・市との間で争われていた時効取得に関する裁 判の判決が下り、事業用地が確定したため、平成15年度用地を取得する予定であり、残地権者については、事業の重要性を理解 していただくことにより引続き交渉を継続し早期完成を図る。
- 登戸工区についは、長年補償問題で協力を得られていなかった神社用地について、理解が得られ平成15年6月用地取得の契約 を行った。残地権者については土地収用法の適用も視野に入れ、引続き交渉を継続し早期完成を図る。
- 片平工区については、本市のラダー型交通体系を形成する縦軸幹線道路である尻手黒川線の整備事業に合わせ、平成12年度 に事業着手し、平成13年度より用地買収を始めており、今後も用地取得を継続し早期完成を図る。

## 対応方針案

(継 続・継続(見直しの上)・中 止

対応方針案の考え方

本路線は、本市の交通体系を構成する主要幹線道路となっていることから、道路ネットワークの形成上からも必要不可欠な路線 であるとともに、緊急輸送路にも指定されており、防災対策・危機管理上からも重要な路線であるため、今後も住民ニーズを充分 に把握するとともに、事業の重要性をさらにアピールし、関係地権者の理解を得られるよう一層努力し、事業の推進を図ることが 必要である。

再

評

価

の

視

点

対

応

方

針